

機械器具 22 検眼用器具  
一般医療機器 両眼視機能検査装置（JMDN：37071000）

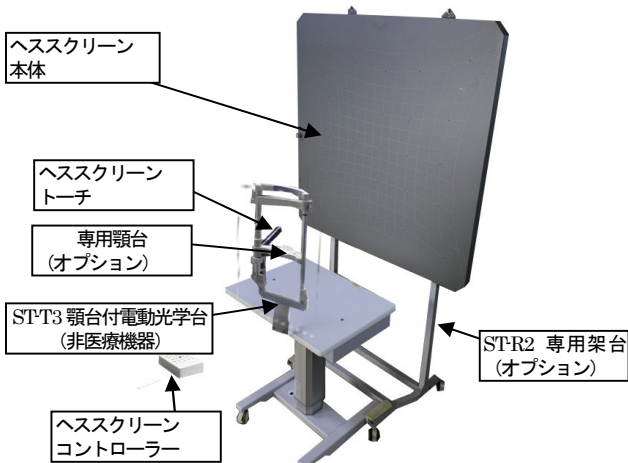
RH-2 ヘススクリーン

【禁忌・禁止】

1. 本体を分解したり、改造したりしないこと〔故障/誤作動により事故を引き起こす可能性があるため〕。
2. 故障、異常状態、未整備状態での使用をしないこと〔故障/誤作動により事故を引き起こす可能性があるため〕。
3. 濡れた手で触らないこと〔故障/感電の可能性があるのであるため〕。
4. 本体に水をかけないこと〔故障/感電の可能性があるのであるため〕。
5. 機器を強くたたいたり、揺すったり、擦ったりしないこと〔故障/誤作動により事故を引き起こす可能性があるため〕。
6. 熟練した人以外は操作をしないこと〔誤った操作をしてケガや故障の原因となるため〕。機器を強くたたいたり、揺すったり、擦ったりしないこと。

\*【形状、構造及び原理等】

1. 形状及び名称



2. 構成

ヘススクリーンは、各眼固視での9方向眼位における眼球偏位を測定するために使用する装置であって、装置本体、リモコン送信機（コントローラー）、附属品、及びオプション（専用架台）から構成され、専用架顎台を備えた ST-T3 顎台付電動光学台（非医療機器）と組み合わせて使用する。

測定結果を図式的に記録することにより各眼筋の運動制限、運動、過動などを知ることができます。このようにしてできた眼位図（ヘスチャート）は、経過を追って行う検査結果を比較するのに大変効果的です。

3. 附属品

|         |    |          |         |        |
|---------|----|----------|---------|--------|
| コントローラー | 1台 | 指示点表示用磁石 | 黒       | 25個    |
| タッチ     | 1本 |          | ページ     | 25個    |
| 赤緑ガラス   | 1本 |          | 本体      | 単二形 6本 |
| 記録用紙    | 1束 | アルカリ電池   | コントローラー | 単三形 2本 |

4. 構成品と種類

| 項目      |          | 仕様                       |
|---------|----------|--------------------------|
| 本体      | 使用電源     | DC 4.5V<br>単二形アルカリ乾電池 6本 |
|         | 消費電力     | 0.17VA                   |
|         | 視標       | 赤色LED                    |
|         | 操作方式     | 赤外線コントロール方式              |
|         | 電氣的基準    | JIS T 0601-1:2017 に準拠    |
|         | 電撃に対する保護 | 形式 内部電源機器<br>程度 B形装着部    |
|         | EMC規格    | JIS T 0601-1-2:2018 に適合  |
|         | 寸法(mm)   | 970(W)×950(H)×40(D)      |
|         | 重量       | 14kg                     |
|         | 視標       | 緑色LED                    |
| タッチ     | 寸法 (mm)  | 24(φ)×150(H)             |
|         | 重量       | 70g                      |
| コントローラー | 使用電源     | DC 3V<br>単三形アルカリ乾電池 2本   |
|         | 消費電力     | 0.02VA                   |
|         | 操作方式     | 赤外線コントロール方式              |
|         | 寸法 (mm)  | 96(W)×35(H)×145(D)       |
|         | 重量       | 250g(電池含まず)              |

【使用目的又は効果】

各眼筋の運動制限、運動、過動を測定し、検査結果を専用記録紙に眼位図（ヘスチャート）として記録し、経過を追って比較することが出来る。被検者がタッチで指示した場所を磁石でチェックし、検査終了後にまとめて記録紙に記録を行う。

【使用方法等】

1. 本機の検査距離は 50cm です。ヘススクリーンと被検者の視点が本機の中心部で距離が 50cm になるよう合わせます。  
またその時の視点の位置をスクリーンの中心にくるように顎台や椅子の高さを合わせますが、無理のない姿勢で検査が行えるように注意して下さい。  
姿勢が悪いと検査中に頭の位置がずれたり、赤緑ガラスを通さずに指標を見てしまうなど検査結果に誤差が生じる可能性があります。
2. ヘススクリーンに附属している赤緑ガラスを、通常右眼に赤フィルター、左眼に緑フィルターを装着させて検査を始めます。  
視標の点灯はスクリーン中央の基点から直上、右上、右、右下、直下、左下、左、左上の順にスクリーン上の9点を時計回りに行い、附属のタッチで指示させます。被検者が指示した点を記録用紙に記入するか、附属の磁石で印を付けておき検査が終了した後に記入します。次いで赤緑ガラスを180度回転させ左右逆に装着させます。そうすることで、左眼固視の右眼の偏位が変わるので前回と同様の順序で検査、記録します。  
トーチスポットのピントがずれて測定しにくい場合は、トーチの先をスライドさせピント調節を行って下さい。

3. 被検者が赤緑グラスを装着してスクリーンを見ると、赤フィルターを通しては視表が見えますが、緑フィルターを通しては補色関係にあるため、赤色視標は認識されません。被検者に赤いフィルターを通して赤色視標を固視させると、正常網膜対応の場合、固視眼の中心窩に投影された点が他眼の中心窩に定位されるため、その場所をタッチで指示させます。しかし、タッチで指した緑色の点は、赤フィルターを通しては認識されないでそのずれは自覚されず、偏位が是正されず表されます。この点を記録してヘスチャート（眼位図）を作成します。

【使用上の注意】

- 1. 患者及び使用者の安全を守り機器を正しく使用するために、取扱説明書を読み、注意事項は必ず守ること。
- 2. 熟練した者以外は本器を操作しないこと。  
操作を熟知していない人が操作をすると、誤った操作をしてケガや故障の原因となるため、操作講習を受けた眼科医師、眼科医療従事者以外は操作しないこと。
- 3. 患者や子供の行動に注意すること。  
患者や付き添いの子供のいたずらなどの機械操作で事故を起こすことがあります。目を離さないように注意すること。
- 4. 本器を設置する時には、次の事項に注意すること。
  - (1) 本体を設置する場合、転倒や落下しない様、取付金具に確実に取付けること。
  - (2) 室温+10～+30℃、湿度 85%以下、ほこりが無く水の掛からない場所に設置すること。
  - (3) むやみに振動や衝撃を与えない 安全性であること。
  - (4) 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所でないこと。
- 5. 本器を使用する前には、次の事項に注意すること。
  - (1) 機器及び部品は必ず点検（日常点検、定期点検）を行うこと。
  - (2) 内部収納の乾電池が正常な電圧で十分使用に耐え劣化の無いこと。
  - (3) 使用する乾電池は、乾電池に表示されている使用上の注意事項に従い、使用すること。
  - (4) 電池はアルカリ乾電池を使用すること。  
新しい電池と使用した電池の混用、異種の電池の混用や使用済電池の機器内放置はしないこと。
  - (5) 点検を行い本装置が正確に作動することを確認すること。
- 6. 本器の使用中は、次の事項に注意すること。
  - (1) 本器及び患者に異常のないか絶えず監視すること。
  - (2) 本器及び患者に異常が発見されたら、直ちに使用を止めること。
  - (3) 本器に患者が触れることのないよう注意すること。
  - (4) 体を押したり、引いたりしないこと。
- 7. 本器の使用後は、次の事項に注意すること。
  - (1) 本器全般を清浄にしておくこと。
  - (2) 本器を勝手に修理したり、改造したりしないこと。

【保管方法及び有効期間等】

本器を保管する場合は、電源スイッチを必ず「OFF」(O)にし、本体及びコントローラーから乾電池を外し、下記の場所に保管すること。

- 1. 水のかからない場所に保管すること。
- 2. 気圧、温度、湿度、風通し、日光、ほこり、塩分、イオン分を含んだ空気などにより悪影響の生ずるおそれのない場所に保管すること。

- 3. 傾斜、振動、衝撃など安定状態に注意すること。
- 4. 化学薬品の保管場所やガスの発生する場所に保管しないこと。
- 5. 保管時には下記の環境条件を厳守すること。

| 保管環境条件 |               |
|--------|---------------|
| 温度     | - 1 0℃～+ 5 5℃ |
| 相対湿度   | 1 0％～9 5％     |

【保守・点検に係る事項】

- 1. 機器及び部品は必ず点検（日常点検、定期点検）を行うこと。
- 2. 本体が水平に設置されているか確認すること。
- 3. 全てのコードの接続が正確かつ完全であるか確認すること。
- 4. 本体及びコントローラーの乾電池が寿命となっていないか確認すること。
- 5. 視標が汚れていないか確認すること。
- 6. しばらく使用しなかった本器を再使用する時には、正常にかつ安全に作動することを確認すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称及び住所等】

製造販売業者 株式会社イナミ  
〒113-0033 東京都文京区本郷三丁目 24 番 2 号  
TEL 03-3814-1731 / FAX 03-3814-3334  
製造業者 株式会社イナミ 美女木研究所

取扱説明書を必ずご参照下さい。